

平成25年3月1日

建設業者団体ご担当者様

国土交通省土地・建設産業局建設業課

平素より大変お世話になっております。

平成23年8月30日付け事務連絡(各地方整備局あて(都道府県参考通知))
「東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いについて」におきまして、東日本大震災による被害を受けた建設業者(以下、「被災企業」という。)に対する、建設業許可及び経営事項審査における事務取扱の特例についてお知らせいたしました。

当該特例につきましては、平成25年3月末日をもちまして終了となる予定ですが、今般、被災地の状況等に鑑み、特例の一部につきましては、延長を行うこととなりました。

特例の延長の詳細につきましては、同封いたしました事務連絡等の資料をご参照の上、貴団体傘下の各建設業者への周知にご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

<同封資料一覧>

- ・平成25年3月1日付け事務連絡「東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いの延長について」(各地方整備局等建設業関係事務担当者宛て、都道府県所管部局あて参考送付)
- ・東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱い(特例措置延長の概要)

【お問い合わせ先】国土交通省土地・建設産業局建設業課

TEL 03-5253-8111

許可関係	許可係長	石島 (内線: 24718)
経営事項審査関係	経営指導係長	大越 (内線: 24734)
その他全般的な事項	法規係	徳増 (内線: 24756)

事務連絡
平成25年3月1日

各地方整備局等建設業関係事務担当者殿
(都道府県所管部局あて参考送付)

国土交通省土地・建設産業局建設業課

東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いの延長について

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)に基づく許可及び経営事項審査に関する被災者に係る法の適用については、「東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いについて」(平成23年8月30日付け事務連絡)により通知したところである。

同通知による、東日本大震災に伴う建設業関係事務の特別の取扱いについては、平成25年3月末をもって終了することとなっているが、今般、被災地及び被災建設業者の現状に鑑み、その取扱いの一部について下記の通り延長を行うこととした。

貴職におかれてはその趣旨を十分ご理解の上、事務処理に当たって遺漏なく措置されるようお願いする。

記

1. 許可関係

(1) 許可更新時の財産的基礎の審査及び提出書類について

財産的基礎について次のとおり取り扱うこととする。

- ① 許可の更新申請において財産的基礎に係る基準を満たしているかどうかの判断は、原則として許可の更新申請時の直前の決算期における財務諸表により行うものとされている(建設業許可事務ガイドライン)が、平成26年3月31日までの更新申請については、平成25年2月28日現在、国税の申告・納付等の期限が、全ての税目について延長されている地域(福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)に主たる営業所を置く建設業者が被災により直前の決算が確定していない場合に、別紙1による申出書の提出を求めることにより、決算を確定できない事情等について確認した上で、確定している最新の決算に係る財務諸表(以下「直近の財務諸表」という。)による審査を認めることとする。

なお、上記の地域以外の地域に主たる営業所を置く建設業者においても、被災により直前の決算が確定していない場合、別紙1による申出書の提出を求め、決算を確定できない特別の事情等及び国税の申告・納付等に関する所轄税務署長による個別の期限延長措置の状況について確認した上で、上記の取扱いを認めることとする。

- ② 平成23年8月30日付け事務連絡1.(2)②の取扱いは、平成25年3月31日を以て終了する。

(参考)平成23年8月30日付け事務連絡

1. 許可関係

(2) 許可更新時の財産的基礎の審査及び提出書類について

経営規模等評価申請の際には、決算関連書類として、建設業法施行規則（以下「規則」という。）別記様式第2号による工事経歴書及び規則別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書（以下「添付書類」という。）並びに工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書の写し又は注文書及び請書の写し、法人税申告書別表（別表16（1）及び（2））の写し並びに規則別記様式第15号及び第16号による貸借対照表及び損益計算書の写し（以下「確認書類」という。）を提出するものとしているが、平成25年2月28日現在、国税の申告・納付等の期限が全ての税目について延長されている地域（福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）に主たる営業所を置く建設業者について、被災により直前の決算が確定しておらず添付書類及び確認書類を提出できない場合には、別紙1の申出書の提出を求めることにより、決算を確定できない事情等について確認した上で、平成26年3月31日までの日を審査基準日とする経営事項審査の受審に限り、次のとおり取り扱うこととする。

なお、上記の地域以外の地域に主たる営業所を置く建設業者についても、被災により直前の決算が確定していない場合、別紙1による申出書の提出を求め、決算を確定できない特別の事情等及び国税の申告・納付等に関する所轄税務署長による個別の期限延長措置の状況について確認した上で、下記の取扱いを認めることとする。

（ア）経営規模等評価の結果に係る数値のうち完成工事高、自己資本額、利益額及び元請完成工事高に係るものについては、直近の経営事項審査（平成23年3月11日以降に有効期限が到来する経営事項審査に限る。）において用いた種類別年間平均完成工事高、自己資本額（又は平均自己資本額）、平均利益額及び種類別年間平均元請完成工事高をそのまま用いる。

（イ）経営状況分析の結果に係る数値については、直近の経営事項審査（平成23年3月11日以降に有効期限が到来する経営事項審査に限る。）において用いた経営状況の評点をそのまま用いる。

（ウ）経営規模等評価の結果に係る数値のうち、（ア）に掲げた項目以外に係るものについては通常どおり審査を行う。

② 直近事業年度以外の事業年度の決算が困難な場合の取扱いについて

①の取扱いにより経営事項審査を受審した建設業者の翌年度以降の経営事項審査の受審については、平成26年3月31日までの日を審査基準日とするものに限り、次のとおり取り扱うこととする。

（ア）経営規模等評価の結果に係る数値のうち完成工事高及び元請完成工事高に係るものについて、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日（以下「当期事業年度開始日」という。）の直前3年の各事業年度のうち直前の事業年度を除いた1以上の事業年度について被災により完成工事高及び元請完成工事高を確認できない場合は、当期事業年度開始日の直前3年の各事業年度のうち完成工事高及び元請完成工事高を確認できる事業年度における数値により種類別年間平均完成工事高及び種類別年間平均元請完成工事高を算出して用いる。

（イ）経営規模等評価の結果に係る数値のうち利益額に係るものについて、被災により前審査対象年（審査対象年（当期事業年度開始日の直前1年をいう。）の直前1年をいう。）における利払前税引前償却前利益を算出できない場合は、審査対象年の利払前税引前償却前利益のみを算出して用いる。

（ウ）経営規模等評価の結果に係る数値のうち、（ア）及び（イ）に掲げた項目以外に係るものについては通常どおり審査を行う。

（エ）なお、登録経営状況分析機関が実施する経営状況分析についての取扱いは以下のとおりとする。

申出書

下記の理由から、申請時の直前の決算期における財務諸表を提出できないことを申し出ます。

平成 年 月 日

●●地方整備局長等 殿

届出者 _____ 印

建 設 業 者 情 報	許可番号	
	許可年月日	
	商号又は名称	
	代表者又は個人の氏名	
	主たる営業所の名称 及び所在地	
理 由 等	更新（又は受審）申請時の 直前の決算期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	上記決算期の財務諸表を 提出できない理由 （被災状況等）	

(※) 被災状況等を確認できる書類等を添付すること

仮移転先報告書

下記のとおり、仮移転先の報告をします。

平成 年 月 日

●●地方整備局長等 殿

届出者 印

建設業者情報	許可番号	
	許可年月日	
	商号又は名称	
	代表者又は個人の氏名	
	主たる営業所の名称 及び所在地	
仮移転先情報	仮移転している元の営業所の名称及び所在地	
	仮移転先の所在地	
	仮移転先の電話番号 (携帯電話も可)	
	仮移転先の専任技術者	
	仮移転先の経營業務の管理責任者(主たる営業所を仮移転した場合)	
	仮移転先の令3条の使用人(従たる営業所を仮移転した場合)	
当該報告書を公衆の閲覧に供することの可否→ 可 ・ 不可 (○を付けること)		

(※) 仮移転先や仮移転した元の営業所が複数ある場合には、それらの対応関係が明らかになるよう記載すること。

(※) 報告書の閲覧を不可とした場合であっても報告をした建設業者情報については公表されます。

営業所移転等報告書

平成 年 月 日付で仮移転の報告をした営業所については、営業所を（ 廃止
 / 移転 ）することにつき、変更届等を提出したので報告します。

平成 年 月 日

●●地方整備局長等 殿

届出者 _____ 印

建 設 業 者 情 報	許可番号	
	許可年月日	
	商号又は名称	
	代表者又は個人の氏名	
	主たる営業所の名称 及び所在地	

(※) 本報告書については公衆の閲覧に供されます。

東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱い（特例措置延長の概要）

H25. 3. 1

23.3.11

23.8末

25.3末

26.3末

27.3末

許 可	営業所の取扱い	<p><被災企業(※)></p> <p>営業所が倒壊等していても再建する意思があればあるものとみなす運用</p>	<p><被災企業></p> <p>原則、H23. 9. 1以降は通常どおり変更届(場合によっては許可換え)が必要。 ただし、震災前に現に設置していた営業所(以「元の営業所」という。)の実態がないが、元の営業所に戻り営業する意思があり仮移転により営業を継続している場合には、仮移転先の報告を求める。当該報告があった場合にはH25. 3. 31までは元の営業所において営業を行っているものとみなす。</p>	<p><仮移転先報告済みの企業></p> <p>仮移転先報告済みの企業については、H27.3.31まで左記取扱いを延長し、元の営業所において営業を行っているものとみなす。</p>
	許可更新時の財産的基礎の取扱い		<p><被災企業></p> <p>被災により申請時の直前の決算期における財務諸表の提出ができないと認められた場合、確定している最新の財務諸表により審査。</p> <p><被災企業></p> <p>確定している最新の財務諸表では財産的基礎を満たしていない場合、その一期前の財務諸表で満たしていれば一定の条件を付す等により更新を認める。</p>	<p><被災企業(主に警戒区域等を想定)></p> <p>左記取扱いについてH26.3.31まで期限を延長</p> <p>左記特例措置は終了</p>
経営事項審査	審査における取扱い		<p><被災企業></p> <p>直前の決算期における財務諸表等の提出ができない場合、直近の経審において用いた数値により審査。翌年度以降は、確認可能な決算期の数値により審査。</p>	<p><被災企業(主に警戒区域等を想定)></p> <p>左記取扱いについてH26.3.31まで期限を延長</p>

※被災企業：東日本大震災による被害を受けた建設業者

凡例：

H23.3.23事務連絡による措置

H23.8.30事務連絡による措置

今回の事務連絡による措置